

2022年11月2日

京都府知事 西脇隆俊 様

コロナ禍・物価高による危機的な事態に対し、府民に寄り添い、自治体本来の公共の役割を発揮する京都府に

2023年度

京都府予算に関する申し入れ

日本共産党京都府議会議員団

団 長 原田 完

## はじめに

緊急事態といえるコロナ禍や先行きの見通せない物価高の影響に対し、いまほど、国も自治体も住民によりそい、緊急にどう対応していくのかが、問われている時はありません。また、少子化や高齢化、貧困と格差など、いっそう矛盾が広がっており、政治の責任は極めて重大です。

これらは、コロナ禍や物価高、円安に加え、賃金が上がらず、社会保障給付費等の削減、自己責任を迫る長年にわたる新自由主義的政策の矛盾が噴出したもので、緊急対策とともに、大本のゆがみも同時にただし、将来が見通せるようにすることが求められています。

ところが、政府は、これらの事態の打開策としてデジタルトランスフォーメーションの推進により、あたかも何もかも解決できるかのように描きながら、いっそうの自己責任を住民に押し付けながら、公務の民間開放や大型開発がさらに狙われています。また、老朽原発の稼働延長や小型原発の開発、改憲や軍事費の二倍化も強引に進めようとしています。

今年四月に実施された知事選挙を踏まえ、京都府総合計画の見直しが検討されており、12月議会に提案される予定となるなか、国と同様に、出先機関のような姿勢を取り続けていることが、府民にいっそう厳しい事態を強いることになっています。まさに今、自治体をめぐる大きな分岐点ともいえる時期に直面しており、「福祉の増進」をめざす自治体本来の役割を発揮することこそ求められています。

以上の立場から、わが党議員団は、京都府の来年度予算編成と、緊急に取り組むべき課題について年末・年度末対策など補正予算も含め、「緊急要望」37項目、「分野別要求」164項目を提案し、予算化・施策化をされるよう申し入れます。

## ＜緊急要望＞

### 1. いのちを守る公的責任を

数年にわたる「新型コロナウイルス」の感染拡大は、府民生活にも、医療や介護、障害、保育をはじめ、あらゆる現場に大きな負担を強いてきました。同時に、長年にわたる新自由主義と社会保障の給付抑制・削減路線が、いっそう矛盾を拡大してきたことも露呈しました。

このため、これまでの経験を踏まえ、次の第8波を想定した緊急対策とともに、医療をはじめとした公衆衛生体制を抜本的にメスを入れるため、京都府としての役割発揮が求められています。

- (1) 第7波までの経験を踏まえ、公的発熱外来の設置、在宅や施設の留め置き問題の解消のための入院待機ステーションのコロナベッド運用への見直し、病床確保やマンパワー確保への支援策、保健所体制の強化など、これまでの仕組みの点検、総括も含めた対応を急いで行うこと。

- (2) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行の可能性があり、その対応に万全を期すこと。現在、全国一律で新型コロナウイルス感染者全数把握が行われず、また外来ひっ迫避けるために口実に、65歳以下でリスクの低い方が、発熱や体調不良になった場合、できるだけ外来受診を控える方針が示されており、これでは、健康や命を守る公的な役割を果たすことができないため、国の方針の見直しと、京都府の独自対応の具体化をはかること。
- (3) 新型コロナウイルス病床確保補助金を従前どおり給付するよう国に求めるとともに、電気代など固定費の値上げへの直接支援策を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の後遺症外来や、暮らしの相談など市町村や関係機関と連携した総合的な寄り添った体制をとること。

## 2. 円安・物価高騰による中小企業と農林水産業の経営危機と暮らしを守る緊急対策の実施、消費税の5%減税、インボイスの導入中止、労働者の賃金引き上げを

コロナ危機に加え、アベノミクスの「第1の矢」とされた「異次元の金融緩和」による異常な円安、物価高騰が急速に進み、原油や原材料などの高騰が中小業者や零細業者の経営に深刻な影響を与えています。また、労働者の実質賃金低下が続く中、物価上昇は32年ぶりに3%を超え、暮らしを直撃し、消費の冷え込みがいつそう拡大し、さらに、中小業者の営業継続を支えた「ゼロゼロ融資」の返済が始まり、中小業者はかつてない危機にさらされています。

そのうえ、政府による消費税・インボイス（適格請求書）制度が来年10月から実施されようとしており、零細業者やフリーランスなどが課税業者となることが強制されたり、取引から排除される危険が迫っています。

雇用をめぐるのは、京都府では、非正規雇用率が全国ワースト2位のため、コロナ禍と物価高により、非正規労働者、特に女性や若者への深刻な影響は明らかです。

農林水産業は、昨年度の米価の下落で重大な被害を受けましたが、今年は、飼料・肥料の急激な価格上昇、燃料費、電気代、資材高騰など営農継続に一層困難な事態となっており、耕作放棄地も増えています。

このままでは、中小業者も雇用も農業も立ちゆかず、地域そのものが存続の危機に瀕しており、府民の暮らしと営業、生業と雇用を守る府の役割発揮が緊急に求められています。

- (1) 越年対策を、補正予算や相談体制、食料提供なども含め今から準備を行い、府民に広く知らせること。
- (2) 地域経済と暮らしを守るため、緊急に消費税率を引き下げ、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保するよう国に求めること。2023年からのインボイス制度導入は、小規模事業者を商取引から排除を促す制度であり、導入中止を国に求めること。
- (3) 経営の維持・継続のため、新たな資金を借り入れができるように、コロナ対策ゼロゼロ融資は特別に別建て制度の枠組みの創設など国に求めるとともに、京都府としても信用保証協会等と連携した独自措置を講じること。
- (4) 中小業者やフリーランスが事業継続できるよう、持続化給付金の条件緩和と再実施を国に求めること。府として、中小企業支援や商店街支援の再発給補助金などを復活すること。中小企業の家賃・水光熱費・リース代など固定費補助に踏み出すこと。
- (5) 雇用調整助成金特例措置をコロナ対策だけでなく円安対策としても継続し、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長、休業支援金制度の改善など、国に求めること。解雇・リストラ対策を抜本的に強化し、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府独自の対策を行うこと。中小企業支援と一体に最低賃金を時給1500円へ引き上げ、全国一律最低賃金制度とするよう、国に求めること。
- (6) 長期化する生活への影響を支援するため、生活保護制度の実態にあった基準の見直しや、各種減免制度の周知徹底、加えて、一律給付金の再給付など、あらゆる手立てを尽くすこと。
- (7) 農林水産業の飼料・肥料・資材・燃料費高騰に対して、国に対して緊急対策を求めるとともに、府独自の支援策を実施すること。
- (8) 安定的に米価を維持するために、備蓄米の追加買い入れ、生活困窮者に供給するしくみの創設などを国に求めること。府独自にも、減収補填や所得補償制度の創設などコメ農家を支援すること。「水田活用の直接支払い交付金」の削減中止、法的義務のないミニマム・アクセス米の輸入中止を、国に求めること。

### 3. すべての子ども・若者に、お金の心配なく学びと成長を保障し、ジェンダー平等の実現を

コロナ危機は子どもたちや学生の学び・教育にも深刻な打撃となりました。少人数学級を求める運動に押され、政府は40年ぶりに小学校の学級編成基準を見直しましたが、さらに正規教員増員、教育環境の整備充実、教育への公的支出増が必要です。

「学生のまち・京都」で、「バイトがなくなり収入ゼロ」「1日1食」など多くの学生が困窮しており、学費の引き下げや給付奨学金制度など、お金の心配なく学べる京都へ踏み出すことが求められます。

コロナ危機の下、非正規のパートや派遣のリストラ、DV、自殺の増加など、女性の窮状が浮き彫りになりました。賃金の男女格差をはじめ、日本のジェンダーギャップ指数は先進国で異常な低位にあり、京都府においても、賃金格差の是正や子育て支援など、「ジェンダー平等」への本気のとりくみが必要です。

- (1) コロナ禍での子どもたちの豊かな学びの保障と感染防止のため、小・中学校で20人程度の少人数学級を早急に実施すること。そのためにも緊急かつ計画的に正規教員を増員すること。さらに「40人学級」が基本となっている府立高校でも、学習保障や感染対策、進路指導などのため、少人数学級となるよう教員加配などを行なうこと。子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校配置し、正規職員として相談・支援体制を強化すること。
- (2) 学校におけるICT等の活用については、新たな格差を生まないよう、機器購入や通信環境整備などは公費で行なうとともに、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートする支援員を各校に配置すること。コロナ危機により、「子どもの貧困と格差の拡大」が指摘される下、義務教育費の負担を軽減し、就学援助を拡充し利用しやすくするなどの施策に、市町村とともにとりくむこと。
- (3) 全員制の中学校給食を、どの地域でも実施できるよう、また小中学校の給食費無償化ができるよう、市町村を支援すること。安易な民間委託を行わないこと。
- (4) 子どもの医療費助成制度は、府の制度として高校卒業まで速やかに入院・通院ともに無料とすること。
- (5) コロナ危機により、児童虐待や子どもの自殺などの増加が指摘されている。児童相談所の体制強化とともに、分室も含む全児童相談所に、一時保護所を子どもが安心して過ごせる居場所にふさわしい環境として整備すること。保護者の入院などで看護者のいない子どもの受け入れ支援体制を拡充すること。
- (6) 府独自に、大学等と連携して学生専用相談窓口設置の設置、給付制奨学金を創設するなどの学生支援策を講じ、奨学金返済支援制度については改善し対象拡充すること。公立大学法人の授業料減免を拡充すること。学生・高校生の就職活動が深刻な影響を受けるなか、新卒者の採用維持・拡大などを経済界に要請し、府としても緊急雇用対策などの手立てを講じること。
- (7) コロナ危機により明らかになった女性の低賃金・非正規労働、男女の賃金格差、DV被害や自殺などの深刻な実態について、調査と相談体制を強化し、処遇改善・対策にとりくむこと。本府で働く女性労働者の安定雇用・処遇改善にとりくむこと。

### 4. 北陸新幹線、「北山エリア」など、国同様の大規模開発最優先は見直しを

「財政が厳しい」と言いながら、国の出先機関そのままに、北陸新幹線の延伸や、国の掲げる「スタジアム・アリーナ改革」の一環として、北山エリア開発を進めるなど、大規模開発最優先の政策は見直しが必要です。

- (1) 北陸新幹線延伸計画は、自然環境や住環境の破壊、過大な財政負担を住民と沿線自治体に押し付けるものであり、中止すること。リニア中央新幹線、向日町駅周辺開発、城陽市東部丘陵地開発や物流拠点開発、学研都市開発、舞鶴港国際埠頭二期工事などの不要不急の公共事業については、いったん中止し見直すこと。
- (2) 「北山エリア」整備基本計画について、周辺住民をはじめとした広範な府民の声や現場職員、専門家の意見に耳を傾け、いったん立ち止まって見直すこと。府立植物園について、「にぎわい」のための商業施設誘致、バックヤードの縮小はしないこと。管理運営への指定管理者導入は行わず、府直営で博物館法に位置付けられた役割が発揮できるよう予算や体制充実をはかること。府立大学の体育館は、「アリ

一的施設」でなく、学生のための施設として早急に建て替えること。老朽化した府立大学施設の建て替えを急ぎ、府として十分な予算を確保し、「京都府における知の拠点」にふさわしいものにするこ  
と。「シアターコンプレックス」は、設計や管理運営に関係者の要望を反映させ、ホテル・コンベンシ  
ョンの併設は中止すること。

- (3) 京都府立文芸会館は、貴重な府民の文化拠点として、また建物や舞台そのものが貴重な財産として、関係者や利用者の意見を聞き、技術職員や老朽化対策も含め、引き続き使用できるようにすること。

## 5. 気候危機打開へ、原発ゼロ、石炭火電停止、災害からいのちを守る

気候危機は、人類の将来にかかる極めて重大な局面になっています。COP27を目前に控え、日本政府と京都府は、パリ協定の実装化にむけ、温室効果ガスの削減やエネルギー対策など、抜本的な取り組みが急がれます。

ところが、岸田政権は、老朽原発の60年超の稼働延長や小型原発の開発など、まるで東日本大震災・福島第一原発事故などなかったかのような方針をしめました。ウクライナ危機を口実とした動きは決して看過することはできません。

京都府は、世界の流れや世論に押され、「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」、「2030年度に2013年度比40%以上削減」を標榜しています。しかし、原発の再稼働の容認、舞鶴石炭火電も存続するなどしており、京都議定書採択の地として、世界からその姿勢が問われています。

- (1) 「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」で規定した温室効果ガス排出量の「2050年の実質ゼロ」、当面の目標として「2030年度に2013年比40%以上削減」を規定したが、目標のさらなる引き上げを行うこと。関西電力に対し、運転40年超の老朽原発はもちろん、全原発の稼働停止、年間880万トンものCO<sub>2</sub>を排出する舞鶴石炭火力発電の操業停止を求めること。エネルギーの地産地消の観点から、再生可能エネルギーの飛躍的普及をすすめること。
- (2) 太陽光や風力発電等の整備にあたっては、「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングを規定する等の条例を検討するとともに、良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止を目的にした「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定すること。住民合意と協力、環境を壊さず、利益が地域に還元される再生可能エネルギー利用のため、環境影響評価も含め、府がイニシアティブを発揮すること。
- (3) 丹後半島各地において、計画されている大規模風力発電は、再エネ普及に名を借りた大規模開発・自然破壊であり、住民への十分な説明と協議を行うとともに、計画はいったん立ち止まり見直すこと。
- (4) 南山城村メガソーラー計画は、土砂災害・水害等の危険が高まっており、環境破壊防止の観点から、いったん工事を中止し見直すこと。自然の摂理を無視した砂子田川の付け替えと計流域への盛土は、府が定め「砂防指定地内行為審査技術基準」において「原則禁止」している行為であり、盛土・埋め立て工事は即刻中止すること。
- (5) 盛土規制法による規制区域は、市町村や住民の声を生かし、広く規制区域を指定するとともに、全ての盛土を規制対象とすること。
- (6) 全ての盛土を総点検し産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講じること。
- (7) 土木事務所等の技術職員をはじめ、職員体制を計画的に増員するとともに、広域振興局が住民や市町村にとって身近な存在として機動的な支援体制がとれるよう配置を見直すこと。

## 6. 憲法にもとづき平和を守り、「住民福祉の増進」という地方自治体本来の役割発揮を

自民・公明政権、維新などが、憲法改悪や「敵基地攻撃能力」「軍事費2倍化」を狙う一方、コロナ禍と急激な円安による物価高騰による国民・府民生活の深刻な事態を放置する下で、京都府知事は、憲法を守り生かし、住民の命と暮らしを守るという地方自治体の本来の役割を発揮すべきです。

コロナ禍に乗じ、自公政権は、「行政のデジタル化」の名の下に、自治体の保有する個人情報や公的サービスを民間開放し、企業利益のために利活用しようとしています。国と自治体の情報システム標準化・集約化、マイナンバーカードの事実上の強制、個人情報保護条例の廃止など、これらは、大企業利益のための業務を地

方自治体に下請けさせ、地方自治を歪めるものです。

京都府も、こうした業務を国と一体に推進していますが、これらは、府民利益とはあいりません。「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を發揮すべきです。

- (1) 反共カルト集団である統一協会・勝共連合と自民党との関係について、地方議員も含め徹底究明し、すみやかな解散命令を出すよう国に求めるとともに、京都府としても、一切関係を断つための対応を行うこと。
- (2) 憲法改悪に反対すること。「敵基地攻撃能力」「軍事費2倍化」など、政府による「海外で戦争できる国づくり」をめざす安保法制の具体化、日米共同演習や自衛隊の大規模演習は見直すよう求めること。舞鶴港への米・NATO艦船などの入港や軍事的利用は認めず、「平和の港」として発展させること。
- (3) コロナ危機の下、いのち・暮らし・生業と地域を守り支える役割を發揮するため、これ以上の府職員の削減を行わず、保健所をはじめ計画的な増員、定数増で必要な体制を確保し、超過勤務の縮減・解消をはかること。土木事務所、広域振興局などの体制を統廃合前に戻し強化すること。会計年度任用職員の同一労働同一処遇の実現と雇用の継続をはかり、臨時職員を正規化する計画をもつこと。さらに、会計年度任用職員の特別休暇（結婚休暇・生理休暇・出産休暇・短期介護休暇等）の有給化とその拡大を進めること。
- (4) 「デジタル化」による個人情報の利活用や、自治体独自の保護措置を認めない個人情報保護条例の廃止に反対し、本府としても条例廃止は中止すること。国と自治体の「情報システム標準化・集約化」は中止し、自治体独自の施策を維持・拡充できるものとするよう国に求めること。政府による国民生活全体の管理と監視、情報漏えいや流用・悪用につながる恐れのあるマイナンバー制度に反対するとともに、健康保険証廃止などマイナンバーカードの事実上の強制は中止するよう国に求めること。
- (5) 政府による「地方行革・地方再編」の押しつけに反対し、「北部連携都市構想」「定住自立圏構想」や、「コンパクトシティ」「小さな拠点づくり」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめること。また、老朽化が課題となっている府立施設等について統廃合ではなく維持・管理・更新などに必要な財源確保と責任を果たすこと。すべての地域の住民生活と地域経済振興、地域づくりと基礎自治体を支援すること。
- (6) 地方自治体の財政需要に見合った一般財源総額・地方交付税の拡充を求めるとともに、「地方創生」関連交付金は自治体の自主性を保障し、自由度の高い制度に改善するよう求めること。
- (7) 政府と財界が狙う「道州制」導入、都道府県域を超える自治体再編、市町村の再編に反対すること。
- (8) 国が策定を求める水道広域化推進プランの策定や、今年度末に改定を迎える京都水道グランドビジョン、府営水道ビジョンの今年度中の策定など、重要な計画の具体化が進められている。その内容は、府営水道と受水市町の施設廃止と企業団化を目指し、また、北中部で市町村の多くの浄水場を廃止・統合し経営統合する案が示されるなど、国の方向に沿って水道広域化と民営化をめざすものであり、民営化を前提とした「広域化」を市町村に押し付けるのはやめること。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、技術的・財政的支援を、国に求めること。

---

## ＜分野別要求＞

### 1. 社会保障の連続改悪に反対し、いのちと暮らしを守る府政を

- (1) 社会保障制度の連続改悪による、自立自助を押し付ける国の動きに対し、憲法25条に規定された生存権保障にふさわしい制度となるよう、社会保障予算の抜本的拡充を求めること。
- (2) 「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」の見直しにあたっては、病床削減ありきの方針を改めるよう国に求めるとともに、急性期病床の大幅な削減とならないことをはじめ、京都の実態にあったものとなるよう、地域医療構想調整会議も含め、府民に開かれた論議を行うこと。
- (3) コロナ禍や物価高等の深刻な影響による受診控えが起きないように、無料低額診療の実施医療機関を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めるとと

- もに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- (4) 美山診療所については、入院病床を休止せず地域住民が安心して利用できるよう、医師確保や看護師確保に全力をあげる。また、老人保健施設の再開をはじめ、介護保険サービスが利用できるよう、体制確保も含め支援を行うこと。
  - (5) 国に対し、医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」は廃止するよう求めること。
  - (6) 京都府医師確保計画を踏まえ、府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数を抑制するための新専門医制度のあり方を見直すよう国に求めること。
  - (7) 国民健康保険の保険料負担軽減のため、市町村の一般会計からの繰り入れを抑制することなく府として支援を実施すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分はやめ、国保法 44 条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。
  - (8) 後期高齢者医療制度の窓口負担の 2 割化を元に戻し、保険料を引き下げるとともに速やかに廃止すること。また 70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割へ引き下げよう、国に求めるとともに、京都府老人医療助成制度については、元の窓口 1 割負担に戻し、さらに対象年齢を拡充すること。
  - (9) 要介護認定での要支援、要介護 1・2 の人の保険給付外しや、ケアプラン作成の有料化など、介護サービスのとりあげをやめ、保険給付を拡充し、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁を中止すること。
  - (10) 特別養護老人ホームの計画的な増設、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。介護保険の補足給付改悪により、深刻な負担となっており、国に元に戻すよう求めること。
  - (11) 障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。障害児・者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65 歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第 7 条の廃止を求めること。
  - (12) 障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
  - (13) 障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
  - (14) 障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。
  - (15) 精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24 時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。
  - (16) 精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を十分反映し、医師、看護師などの増員を行うこと。
  - (17) 発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。
  - (18) 障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。
  - (19) 府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減、自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
  - (20) 医療的ケア児・者を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。特に

- 医療的ケア児を受け入れることが出来る療育施設、保育所が丹後圏域にはほとんどないなど、どの地域でも安心してケアを受けられる体制の整備が急務となっている。府として、対策に全力を上げること。
- (21) 京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児・者医療制度について、障害者手帳3級と療育手帳Bも対象とするなど拡充すること。
  - (22) 生活保護の申請権を保障し、市町村窓口に申請用紙を置き、保護の決定は法定期限の2週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。生活保護の削減を中止し、人権を守る制度として改善・強化すること。高齢加算を復活させ、引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬季加算を元に戻し、夏季加算の創設等を国に求めること。生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラー設置費用への支援を行うこと。
  - (23) 医療・介護・福祉・保育などの労働者の抜本的な賃金上げと待遇改善を国に求めるとともに、府としての実態調査を行い、独自の支援策を講じること。
  - (24) 桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
  - (25) 民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
  - (26) 府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。
  - (27) 府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実し、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。
  - (28) 公的年金について、「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。
  - (29) 自殺対策について、府内関係機関と連携して強化すること。
  - (30) 総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げる見直しを求めること。
  - (31) 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
  - (32) 難病法は抜本的に見直し、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるような制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
  - (33) 高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。
  - (34) 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。
  - (35) 周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU後方病院・後方施設の整備を行うこと。
  - (36) 「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
  - (37) アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議の

もと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。

- (38) 香害をはじめとした化学物質過敏症（CS）など、新たな課題についても実態を掴むとともに、あらゆる機会を通じた府民への周知、学校現場での合理的配慮に取り組むこと。
- (39) 高齢者の健康を保障する上でも重要な加齢性難聴における補聴器購入への支援を行うこと。
- (40) 消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。
- (41) 「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。
- (42) ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うこと。性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現などに取り組むこと。
- (43) 選択的夫婦別姓制度の実施ができるよう法改正を国に求めること。

## 2. すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

- (1) 「京都市少人数教育」を見直し、教員を増やして少人数の学級編成をめざすこと。
- (2) 教職員の長時間労働を解消するとともに、勤務時間中に教育本来の仕事に当たる時間が確保され、教職員がゆとりを持って笑顔で子どもの前に立てるように勤務条件を整えること。教職員定数の抜本的改善、専科教員の増員をはかること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを定数化し、計画的に増員すること。
- (3) 宇治支援学校・丹波支援学校の大規模・過密対策をいっそう強化し、教職員の増員、教育環境の改善をはかること。
- (4) 競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。
- (5) 高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「府立高校のあり方」に「中高一貫校」など難関大学をめざす「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改め、競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。適正規模を口実にした統廃合は行わないこと。
- (6) 高等学校等就学支援金の所得制限をなくすこと、高校教育の完全無償化、高校生等奨学のための給付金の抜本的拡充を国に求めること。就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- (7) 高等学校生徒通学費補助金の基準を見直し、いっそう拡充すること。
- (8) 私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう国に求めること。
- (9) 丹後通学圏における学舎制導入と清新高校開校に伴う課題について、教員体制など教育条件を拡充し、クラブ活動による学舎間移動のためのスクールバスは土日も運行するなど実情に応じた対応をすること。
- (10) 「口丹地域の府立高校の在り方について」の具体化にあたっては、個別検討が行われた北桑田高校美山分校は、体育館の耐震改修をはじめ学習環境の改善を速やかに行い、移転の検討については生徒や保護者、地域住民不在で進めないこと。
- (11) 府立学校の耐震工事、エレベーター設置などのバリアフリー化、トイレの洋式化、体育館も含めた空調設備の整備、老朽校舎の改修を促進すること。
- (12) 向日が丘支援学校仮設校舎改修については、保護者・教職員などの意見を反映し、安全で快適に学べる施設を整備すること。移転中の教育条件は屋外運動場やプール、安全な避難路の確保、緊急時の受け入れ施設など、特別な配慮をすること。
- (13) 向日が丘支援学校の建て替えにあたっては、保護者と教職員などの意見を反映した計画とすること。寄宿舎は子どもたちが集団生活を営みながら生活基盤を整え、自立と社会参加に向けた力を養うためのかけがえのない教育施設であり、「生活実習室」は、少なくとも1ヶ月程度の継続した利用、寄宿舎指導員並みの十分な人員配置、医療的ケア児も受け入れ可能な体制などを保障すること。
- (14) 特別支援学校に在籍する子どもの増加にともなう対策を講じること。与謝の海支援学校をはじめ老朽校舎・施設の建て替えや改修について、現場の要求にもとづき計画を明らかにすること。支援学校のスク

- ールバスや給食の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。
- (15) 特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に6名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。
  - (16) 希望するすべての学校に通級指導教室を設置すること。通級指導教室の教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。
  - (17) 子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路などの総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。学校周辺及び通学路の危険なブロック塀の撤去、「ゾーン30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。
  - (18) 児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。
  - (19) 子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。
  - (20) 子どもたちを対象とする公演鑑賞や創作活動等の機会を増やす等、支援事業を抜本的に拡充すること。
  - (21) 地域の教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進しないこと。マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。
  - (22) 憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす教育を推進すること。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法19条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
  - (23) 主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとする。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
  - (24) 子どもの発達に応じた「包括的性教育」を導入するよう国に求めること。生理用品を学校トイレ等に配備すること。
  - (25) 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること。
  - (26) 公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
  - (27) 京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。
  - (28) 府立歴史館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。
  - (29) 府立ゼミナールハウスは、老朽化対策・改修をはじめ、府が責任を持って維持・存続すること。
  - (30) 文化・芸術やスポーツ、社会教育活動に関わる府民利用施設について、計画的に整備・充実をすすめるとともに、府民が気軽に利用できる施設利用料、駐車料金とすること。
  - (31) 文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。
  - (32) 格差と貧困の広がり、介護などの社会資源が不足する中で、18歳未満の子どもが、家事や家族の世話、介護などを行うヤングケアラーの問題は、友人関係、学習、学校生活、就職にまで影響を与える深刻な問題であり、府として、実態を把握し、ヤングケアラーの居場所づくりや相談体制の確立、ケアラーの発見や支援のためのネットワークづくりを行うこと。

### 3. 中小零細事業者の支援、正規雇用拡大、地域循環型経済を

- (1) 地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定すること。
- (2) 京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- (3) インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内・国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内での消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。
- (4) 地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。

- (5) 京都府文化活動継続補助金を復活し、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるよう制度を拡充するとともに、コロナ収束まで延長すること。
- (6) 西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- (7) 西陣織・丹後ちりめんの機料品、道具、部品生産について、府として全国の産地や国にも働きかけ、織機づくり、部品など、生産の具体化を図ること。
- (8) 伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- (9) 丹後地域の織物業の最低賃金引き上げについて、現場では徹底が困難な実態があり、府として国とも連携しながら、最低賃金の徹底に責任を持って取り組むこと。
- (10) 北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの検査機器設備の拡充や、それに見合った技術職員の充実などを進めるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。府内全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。
- (11) 大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、大店立地法の全面見直し、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- (12) 府として、「違法・脱法的な働き方を規制し、誰もが安心して働ける京都府づくり条例（仮称）」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策など、違法・脱法的な働き方の根絶へ対策を強化すること。
- (13) 「残業は週 15 時間、月 45 時間、年 300 時間まで」という大臣告示の法制化、最低 11 時間のインターバルの確保など、労働基準法の改正を国に求めること。労働契約法の無期転換ルールを守る対策を行うこと。限定正社員やテレワークの導入は、政府が推進する雇用の流動化を進めることにつながりかねない。府として正規雇用拡大の計画をつくること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。
- (14) 雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- (15) 賃金規定や労働者保護規定を盛り込んだ公契約条例を制定し、雇用の継続、下請け労働者の賃金保障、法定福利費など公共事業のあり方を見直すこと。
- (16) 障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- (17) 中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。
- (18) 中小企業あんしん借換融資の 5 号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。
- (19) 信用保険法の保証割合を、100%保証に戻すよう国に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。
- (20) 暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・

向上に資する支援制度を構築すること。

- (21) 公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。
- (22) 京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。

#### 4. コメ農家、小規模農家をはじめ農林水産業を支え、持続可能な地域づくりを

- (1) 国連「家族農業10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の拡充をはかること。
- (2) 近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、ウクライナ侵略や急激な円安不況のもと、肥料、飼料、原油高騰などによる農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補填・支援を実施すること。
- (3) 種子法廃止が強行され、国の予算措置がなくなるもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。
- (4) 農産物価格と農家所得を下支えするため、農産物の価格保障制度の確立、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と加入条件緩和を、国に求めること。水田活用交付金の見直しを中止するよう国に求めること。
- (5) コメの価格保障、所得補償について、府独自にも検討し、とりわけ特裁米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。飼料用米の助成措置について、安定して確保するよう国に求めること。転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを求めること。
- (6) 画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営は、農地の貸付等は地域の農業者優先ですすめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農とともに個人の農業者にも助成を拡充すること。
- (7) 新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- (8) 鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罟・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げなど、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- (9) 都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産緑地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。
- (10) 中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限界集落」も含めた中山間地地域・集落への支援をつよめること。
- (11) CSF(豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のBSE検査の復活を国に求めること。
- (12) 飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- (13) 茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。
- (14) ウッドショックやロシア産木材の輸入規制の影響等による国内木材流通量の減少、価格高騰の調査、便乗値上げ・買い占めなどの監視を国に求めること。
- (15) 原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「ひろがる京

の木整備事業」(住宅タイプ)補助金については、施主への直接交付にすること。

- (16) 間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- (17) 森林経営管理法にもとづく森林管理システムの実施にあたっては、森林の持つ景観、水源など多面的な役割の保全や防災上も重要な森林管理のための市町村の体制強化、地産地消の木材活用の推進を支援すること。
- (18) 森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- (19) 漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。
- (20) 府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。
- (21) クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。
- (22) 府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。
- (23) 「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- (24) TPP(環太平洋経済連携協定)や、NF TA(北米自由貿易協定)、日欧E PA(経済連携協定)などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。

## 5. 気候危機打開、原発ゼロ、災害対策、いのちと環境を守る

- (1) 国に対し、2030年度までにCO<sub>2</sub>の50~60%削減(2010年度比)を目標とし、省エネと再生可能エネルギーを組み合わせることでエネルギー消費を4割以上減らし、さらに2050年に向けて残されたガス火力なども再生可能エネルギーに置き換えて実質ゼロを実現するよう求めること。府独自に、府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- (2) 「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業」をはじめ、大規模開発型の京都府のエネルギー政策を転換し、3月策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン第2期」に明記されたように、生活環境・自然環境・景観保全に配慮し、地域活性化にも資する地域・住民の力に依拠した再エネ設備の導入支援や資金供給の取り組みを行い、府内企業の事業機会の創出になるようにすること。
- (3) 原子力と石炭火力を「ベースロード電源」とするエネルギー基本計画を見直すよう、国に求めること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画編については、30kmの範囲に限定せず府内全体を対象とすること。原子力災害の広域避難先計画もコロナ対策を踏まえること。避難訓練は、複合災害や実際の困難な状況も想定して実効性を確保するため改善をはかること。遅れている避難路の整備、資機材・体制の整備等、国に求めるとともに、府として市町村とも協力して責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- (4) 初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめ、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。
- (5) 東日本大震災の被災地からの自主避難者に対し、府営住宅等への入居、甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、正確な情報の提供と訪問相談体制を強化すること。
- (6) アスベスト裁判で、国とメーカーの責任を認定する判決が確定したことをふまえ、早期の解決・救済を国に強く求めること。「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明

- 会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。
- (7) 住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などを推進するとともに、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善すること。
  - (8) 発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
  - (9) 被災者生活再建支援法等の見直しを国に求めるとともに、京都府独自の住宅改修支援は一部損壊も対象にすること。災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策の拡充等、見直しを行うこと。
  - (10) 学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設、医療・高齢者介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。
  - (11) 新型コロナウイルス感染症対策にもとづく避難所の整備・拡充を図るとともに、災害時のコロナ自宅待機者の避難所確保や搬送の体制を強化すること。迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
  - (12) 淀川水系河川整備計画は、宇治川1500トン放流は行わず、桂川・宇治川・木津川の堤防を強化し、大戸川ダムの建設は削除するよう、国に求めること。由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を国に働きかけるとともに、大野ダムでは事前放流の見直しが行われたが、他のダムにおいても洪水時のダムの放流操作・運用の検証と見直し、予備放流の適切な対応を図るなど、万全を期すこと。河川防災は、流域治水に転換し、河川改修予算の抜本的増額、府管理河川の整備を急ぐこと。また、内水氾濫防止に向け、内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じること。
  - (13) 水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避、難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。
  - (14) 住民の理解のもと、土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム・治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。
  - (15) 舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
  - (16) 被災地および被災者の安心と安全確保のための、通信・電力事業者等との災害・被害・復旧にむけた情報の共有と適切な住民への周知をはじめ、万全の対策をとること。
  - (17) 国道の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。
  - (18) 在来線の減便やローカル線の廃線をしないよう鉄道各社に求めるとともに、国に支援策を求めること。鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。JR奈良線で一方的に廃止された「生活道路」踏切を、必要な箇所に復活・整備すること。
  - (19) 地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
  - (20) 公共事業の執行や公共施設の運営にあたっては、自治体本来の役割を放棄し、過大な税金の支出につながりかねないプロポーザル方式やPPP、PFIの活用を改め、最大限、府の責任で執行できる体制をつくること。
  - (21) 府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費徴収の在り方を見直すこと。大手企業の営利に委ねる府営住宅向日台団地のPFI手法の導入はやめること。
  - (22) マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。

- (23) 世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- (24) 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。
- (25) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- (26) 城陽市の山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。採取地内や周辺井戸から水銀等汚染物質の検出が続いていることから、徹底した水質検査を行い、汚染物質の究明を進め、地下水汚染対策を強化すること。これらの対策なしの物流拠点施設などの建設は行わないこと。
- (27) ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- (28) 建設アスベスト訴訟については、最高裁判決により国と建材メーカーの責任が確定した。しかし、判決を心待ちにしながら多くの被害者が無くなっている中で、すべての被害者の一日も早い救済が求められている。国に対して、裁判によらず全ての被害者が救済される制度を早急に整備するよう求めるとともに、さらなる被害を防ぐために、府としても関連条例の抜本的な改正や、調査のための補助制度の実施など、必要な対策に全力を上げること。
- (29) 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- (30) 「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- (31) 海岸への漂着ゴミの対策及び廃棄プラスチックの海洋汚染防止対策を強化すること。

## 6. 憲法、平和、地方自治——公務の民間開放を見直し、府民が主役の府政を

- (1) 「北部地域連携都市構想 第2期ビジョン」により、市町に「選択と集中」「分担と連携」「機能的合併」を押し付けるのはやめ、とりわけ水道事業の広域化、消防指令センターの共同運用は見直し・中止すること。
- (2) 京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する、さらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- (3) 関西広域連合が、関西財界とともに進めているカジノ・I R誘致と一体の2025年大阪・関西万博関連事業や、北陸新幹線延伸をはじめとした大規模インフラ整備計画などは、住民の生活環境や自治体のまちづくりに多大な影響と莫大な財政負担を強いるものであり、見直し・中止すること。危険な原発の再稼働や新增設に反対すること。「分権型社会」などを口実にした国出先機関の地方移管や「道州制」の検討などは中止すること。住民や構成府縣市よりも関西財界の利益代弁機となっている関西広域連合について、あり方そのものの抜本的見直し、廃止も含めた検証を行うこと。
- (4) 府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。府営水道施設のダウンサイジング、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。
- (5) 府営住宅の指定管理業務や建て替えにあたっては住民の声を生かすこと。
- (6) 京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であることの周知徹底をはかり、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。
- (7) 被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- (8) 政府が一方的に指定した施設周辺の住民を調査・監視する土地利用規制法を廃止し、具体化は中止する

よう国に求めること。

- (9) 自衛隊による大規模演習、実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、市民や子どもたちのヘリコプターや艦船への試乗などについて中止を求めること。自衛隊での府職員研修をやめること。自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押し付けをやめるよう、国に求めること。
- (10) 自衛隊での府職員研修をやめること。自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押し付けをやめるよう、国に求めること。
- (11) 京丹後米軍レーダー基地について、現在までの米軍の約束違反を検証するとともに、自衛隊を動員した日米一体化のテロ対策訓練、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練の中止、また日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を、国と米軍に求めること。
- (12) 2021年1月22日に「核兵器禁止条約」が発効した。日本政府として唯一の戦争被爆国にふさわしく同条約に参加し批准するよう、強く求めること。

以上